

○筑波大学法曹学修生に関する法人細則

〔平成24年2月23日〕
法人細則第2号

改正 平成27年法人細則第2号

平成31年法人細則第19号

令和元年法人細則第23号

筑波大学法曹学修生に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第78条の2第2項の規定に基づき、法曹学修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(受入れの時期)

第2条 法曹学修生の受入れの時期は、原則として4月1日又は10月1日とする。

(資格)

第3条 法曹学修生として受入れできる者は、筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻（以下「本専攻」という。）を修了した日後の最初の4月1日から5年を経過しない者とする。

(受入期間)

第4条 法曹学修生の受入期間は、原則として前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）のそれぞれ6か月とする。

2 前条に定める者は、受入期間が連続するか否かにかかわらず、法曹学修生となることができる。

(出願に係る書類)

第5条 法曹学修生となることを志願する者（次条において「志願者」という。）は、別記様式の筑波大学法曹学修生受入（期間延長）申請書により、学長に願い出るものとする。

(受入れの決定等)

第6条 学長は、志願者からの申請に基づき、人文社会ビジネス科学学術院運営委員会の議を経て、受入れを決定し、志願者に文書をもって通知する。

(受入手続及び受入許可)

第7条 前条の通知を受けた者は、所定の期日までに、大学院学則第79条第4項に規定する学修料を納付し、かつ、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) その他学術院等において必要とするもの

2 学長は、前項の手続を完了した者に受入れを許可する。

(身分証明書)

第8条 法曹学修生は、別に定める身分証明書の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(法人規則等の遵守)

第9条 法曹学修生は、国立大学法人筑波大学の法人規則等（次条において「法人規則等」という。）を遵守しなければならない。

(受入許可の取消し)

第10条 学長は、法曹学修生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該法曹学修生の受入れの許可を取り消すことができる。

- (1) 法曹学修生として法人規則等に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。
- (2) その他法曹学修生の許可を取り消すべき行為があると認められるとき。

2 学長は、前項の取消しを行おうとするときは、あらかじめ人文社会ビジネス科学学術院運営委員会の意見を聴くものとする。

(雑則)

第11条 この法人細則に定めるもののほか、法曹学修生に関し必要な事項は、部局細則で定める。

附 則

- 1 この法人細則は、平成24年2月23日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の日に本専攻の科目等履修生であった者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、平成19年度又は平成20年度修了者については、平成24年5月31日まで法曹学修生となることができる。

附 則（平27.3.5法人細則2号）

この法人細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.26法人細則19号）

この法人細則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令元. 12. 26 法人細則23号）

（施行期日）

- 1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 ビジネス科学研究科法曹専攻を修了した者に係るこの法人細則による改正後の第3条及び別記様式の規定の適用については、同条及び同様式中「人文社会ビジネス科学大学院」とあるのは「ビジネス科学研究科」とする。

筑波大学法曹学修生受入（期間延長）申請書

年 月 日

筑波大学長 殿

人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻

年 月 日修了（予定）

在籍時の学籍番号 _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____ 年 月 日生
住 所 _____
連絡先電話 _____（ ）
（E-mail: _____）

筑波大学法曹学修生に関する法人細則第5条に基づき、法曹学修生として下記の期間の（受入・延長）を申請いたします。

記

受入希望期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

延長する場合

（既受入期間1： 年 月 日 ～ 年 月 日）

（既受入期間2： 年 月 日 ～ 年 月 日）